



私たちがついていきます。話す勇気が第一歩!

困っている場合はここに電話を(相談電話)

県警察本部 広報相談課
098-862-0110

※ご注意/給付金は法令で定められた一定の要件を満たした場合に支給されます。

ご存じですか? 犯罪被害給付制度

通り魔など不慮の犯罪行為により
亡くなられた方のご遺族
● 重大な負傷又は疾病を受けた方
● 身体に障害が残った方は
犯罪被害給付制度の対象となります。

制度の概要

この制度は、故意の犯罪行為(殺人や傷害)により不慮の死を遂げた被害者の遺族や、身体に重傷病を負わされた被害者などに対して、加害者から十分な損害賠償を受けることができなかった場合に、社会の連帯共助の観点から、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

犯罪被害者等給付金の種類

給付金の種類は、次の三つです。

- ① 遺族給付金
死亡した被害者の第一順位(配偶者や子、父母など)の遺族に支給
- ② 重傷病給付金
犯罪行為により重大な負傷や、疾病を受けた被害者に支給
- ③ 障害給付金
身体に障害が残った被害者に支給

なお、給付内容について詳しくは、県警察本部広報相談課または最寄りの警察署へお問い合わせください。

犯罪の被害にあうこと、ご家族の方が犯罪に巻き込まれ亡くなることは、とてもつらく悲しいことです。

犯罪被害者の方々は、命を奪われる(家族を失う)、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、**◆ 事件にあったことによる精神的ショックや身体の不調**
◆ 医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮
◆ 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
◆ 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感など、「二次的被害」とよばれるさまざまな問題に苦しめられています。

県警察本部では、凶悪犯罪防止への対策を強化する一方で、犯罪によってかけがえのない家族を失い、あるいはいわれのない被害にあつて悲しんでおられる犯罪被害者の方々に支えるために給付金の申請を受け付けています。

平成十七年中における県内の刑法犯の認知件数は一万九千件余り。犯罪被害は決して他人ごとではありません。もし、あなたの身近に犯罪被害にあわれた方がいたら、この制度について教えてあげてください。

給付制度Q&A

Q 故意の犯罪行為であれば、どのような場合でも給付金が支給されるのでしょうか?

A 親族犯、暴力団抗争など一部の例を除き、原則として支給されません。

Q 給付金が減額・調整される場合もありますか?

A 犯罪被害を受けた場合でも、親族間の犯罪や被害者にも原因がある場合には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険や損害賠償などの給付を受けたときは、その額と給付金が調整されます。

Q 交通事故によって被害を受けた場合でも、給付金は支給されますか?

A この制度は、故意の犯罪被害を対象としていますので、通常、過失によって発生する交通事故の被害に給付金は支給されません。

◆ 申請は簡単なものです。県警察本部広報相談課または、お近くの警察署警務課までお問い合わせください。

被害者支援の経緯

この制度は、昭和四十八年に多くの被害を出した「三菱重工ビル爆破事件」を契機としてスタートしました。

事件当時、公的な「犯罪被害者補償制度」確立の必要性が国会やマスコミなどで議論され、この制度の確立を求める声が高まったことなどを踏まえ、昭和五十五年「犯罪被害者等給付金支給法」が制定されました。

その後、平成七年に発生した「地下鉄サリン事件」などを契機に、被害者のおかれた悲惨な状況が広く認識されたことから、支給対象の拡大や給付基礎額の引き上げを中心とした法改正がなされ、平成十三年から施行されています。

さらに、平成十六年に「犯罪被害者等基本法」が、翌十七年に同法に基づく基本計画が制定されました。

この基本計画には「重傷病給付金の支給範囲等の拡大」が盛り込まれており、今年四月からは、支給要件の緩和や支給期間の延長などが行われています。